

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～八の十九（略）</p> <p>八の二十 ニーブチル―三―ベンゾフラニル 四―「二―（ジエチルアミノ）エトキシ」―三・五―ジヨードフェニルケトン（別名アミオダロン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一アンプル中二―ブチル―三―ベンゾフラニル 四―「二―（ジエチルアミノ）エトキシ」―三・五―ジヨードフェニルケトンとして一五〇mg以下を含有する注射剤を除く。</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一～八の十九（略）</p> <p>八の二十 ニーブチル―三―ベンゾフラニル 四―「二―（ジエチルアミノ）エトキシ」―三・五―ジヨードフェニルケトン（別名アミオダロン）、その塩類及びそれらの製剤</p>

九〇十六 (略)

劇薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇九十三の六 (略)

九十三の七 二―ブチル―三―ベンゾフラニル 四―「二―

ジエチルアミノ) エトキシ」―三・五―ジヨードフェニル

ケトン (別名アミオダロン)、その塩類及びそれらの製剤

であつて、一アンプル中二―ブチル―三―ベンゾフラニル

四―「二―(ジエチルアミノ) エトキシ」―三・五―ジ

ヨードフェニルケトンとして一五〇mg以下を含有する注射

剤

九十四〇百三十六 (略)

九〇十六 (略)

劇薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇九十三の六 (略)

(新設)

九十四〇百三十六 (略)

